

## 平成27年度 秋田県会場 「災害復旧技術向上のための講習」のご案内

1 主催 秋田県農村災害支援協議会（共催 秋田県農林水産部）

2 講習日時 平成28年2月5日（金）  
第1部 受付 10:30～ 講習会11:00～12:00  
第2部 受付 12:30～ 講習会13:00～17:00

3 会場 秋田県庁第2庁舎8階大会議室 秋田市山王3丁1-1

4 受講対象 農地・農業用施設等の災害復旧事業に携わる技術者。

「農村災害復旧専門技術者」の認定を受けるためには、災害復旧等に係る一定の経験の他、「災害復旧技術向上のための講習」の受講が必須となっています。

5 受講料等 不要です。  
但し、農村災害復旧専門技術者の認定希望者は、認定審査経費として500円が必要となります。（当日会場で受領します。）

6 講習テキスト 水土里ネット秋田ホームページに掲載しますので、受講者はテキストを印刷して講習会当日に持参して下さい。

7 カリキュラム（一部変更になる場合もあります。）

（1）第1部 既認定者のための講習会

10:30～10:55 受付

11:00～12:00 講習会

12:00～12:10 講習修了証書授与

（2）第2部 災害復旧技術向上のための講習

（農村災害復旧専門技術者認定希望者は受講必須）

12:30～12:55 受付

13:00～16:30 災害復旧技術向上のための講習

16:30～17:00 講習修了証書授与、事務連絡等

8 講習申込み・問い合わせ先

◎秋田県農村災害支援協議会事務局（秋田県土地改良事業団体連合会管理情報部内）

担当 千田 忠平、鈴木 輝秋

〒010-0967 秋田県秋田市高陽幸町3-37

TEL:018-888-2724（直通） FAX:018-888-2835 E-mail:t-suzuki@akidoren.com

○水土里ネット秋田ホームページ（<http://www.akita-midori.net/>）

9 申込方法 郵送またはFAXなどで上記8にお申し込みください。

申込期限：平成28年1月25日（月）

（当日の消印のあるものまで有効とします。）

- 1 0 会場への交通 当会場の駐車場は大変混みますので、できるだけ公共交通機関の利用をお願いします。



- 1 1 必要な物 HPよりダウンロードして印刷したテキスト及び筆記用具

1 2 認定について

- (1) 農村災害復旧専門技術者の認定審査を申し込むためには、一定の認定条件がありますので、全国水土里ネットHPの「農村災害復旧専門技術者の認定制度について」をお読みください。
- (2) 講習会当日に、農村災害復旧専門技術者の認定を希望する方には、講習会終了後に小論文作成及び申込書類作成のための説明会を設けております。

1 3 更新認定について

- (1) 認定の有効期間は5年間です。
- (2) 認定を更新するためには、「災害復旧技術向上のための講習」を2回以上受講する必要があります。

（認定に関する問い合わせ先）

秋田県農村災害支援協議会事務局 又は下記へ

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館

全国水土里ネット システム開発部 担当 山根

TEL 03-3234-5594（直通）

FAX 03-3234-5670

全国水土里ネットホームページ（<http://www.inakajin.or.jp/>） 事業関係 →

農村災害復旧情報 → 農村災害復旧専門技術者認定制度について

平成27年度「災害復旧技術向上のための講習」

申 込 書

受講申込みは次のとおりです。 (番号に○印をお願いします。)

- 1 第1部 既認定者のための講習
- 2 第2部 災害復旧技術向上のための講習
- 3 第1部と第2部の両方

(ふりがな) 氏 名			
生年月日	T・S・H	年 月 日	
認定番号 (更新の方のみ記入)	— —	更新受講回数 (更新の方のみ記入)	1回目・2回目 (どちらかに○)
勤 務 先	名称部署		
	〒 住所		
	電話		
連 絡 先 (自宅を連絡先とする 場合記入のこと)	〒 住所		
	電話		
受講会場	秋 田	都 ・ 道 ・ 府 ・ (県)	会場
登録都道府県	都 ・ 道 ・ 府 ・ 県		
農業土木技術者継続 教育機構会員番号			
農村災害復旧専門技 術者認定希望の有無	有 ・ 無 どちらかに○を付してください。		

(申込書提出期限 : 平成28年1月25日)

## 個人情報の取扱いについて

1. 秋田県農村災害支援協議会は、申請者の個人情報を適正に取り扱います。
2. 秋田県農村災害支援協議会が収集した個人情報は、「災害復旧技術向上のための講習」の受講者確認、受講記録管理に利用するもので、これ以外の目的では利用しません。
3. 外部からの個人情報の公開の提供依頼があっても、申請者本人の同意がない限り申請者の個人情報を保護します

秋田県農村災害支援協議会